

令和5年度における検討方針・課題 (案)

1. 令和5年度における検討課題等 (案)
2. 令和5年度における定期見直し品目
3. 令和5年度における継続検討品目等一覧

令和4年12月15日

1. 令和5年度における検討課題等（案）

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

- ① 印刷用紙に係る判断の基準等の検討
- ② プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討
- ③ カーボンフットプリント、カーボン・オフセットに係る取組の促進

1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

- ① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充
- ② モノの調達からサービスの調達へ

1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

- ① グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応（地方公共団体）
- ② グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応（環境ラベルの活用）

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

① 印刷用紙に係る判断の基準等の検討

➔ 印刷用紙専門委員会（仮称）の設置及び検討

□ 学識経験者及びステークホルダー等の参画する専門委員会を設置し、本年度の緊急的措置（令和7年度末までの時限措置）による判断の基準等の内容について検討

- 紙の生産、古紙の需給の現況・推移・見込等の把握・分析
- 印刷用紙の総合評価指標の内容（原料の配合率、指標項目の評価基準等）
- 印刷用紙に係る環境負荷低減に向けた検討

□ 専門委員会の開催スケジュール及び議題等（令和5年度に一定の結論を得る場合）

第1回専門委員会（5月下～6月上旬） 検討事項・課題等

第2回専門委員会（7月下～8月上旬） 考え方、判断の基準等の素案

第3回専門委員会（9月下旬） とりまとめ、判断の基準等の改定案

※ 本日の令和4年度第3回特定調達品目検討会において令和5年度の専門委員会の設置についてご了承いただける場合は、必要に応じ、令和5年度第1回検討会に先駆けて専門委員会を開催することも視野

➔ 検討に当たっての課題等

□ 印刷用紙に係るデータの収集・整理、社会情勢による影響等の考慮

- 製紙メーカーへの依頼、今後の見込を含めた情報収集・整理の必要性等
- 新型コロナウイルスの影響により、原材料の確保・供給、製品の需給等が定常的ではない可能性が高いこと等への留意が必要

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

② プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討

- ➔ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第10条及び基本的な方針において、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならないと定めている。
- ➔ 今後順次、特に優れたプラスチック使用製品が設計認定されることから、グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、認定プラスチック使用製品の調達に関する配慮のあり方について検討する必要がある。

「プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」を設置することとしたい

【検討事項】

認定プラスチック使用製品に関連する特定調達品目における判断の基準等の検討

【事務局】

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課、
環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、環境省業務請負者

【スケジュール案】 令和5年度に2回程度

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）（抄）

（認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等）

第十条 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）（抄）

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

【前略】

国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

1.1 重点検討品目・重点検討事項について

③ **カーボンフットプリント、カーボン・オフセットに係る取組の促進**

- ➔ 判断の基準又は配慮事項としての設定
 - 本年度に引き続き、カーボンフットプリントを算定した製品等について対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
 - 令和5年度定期見直し品目をはじめ、既にカーボンフットプリントを算定した製品等又はカーボンオフセットされた製品等が存在する品目への拡大
 - 対象品目の拡大に向けた検討
 - 業界団体等への依頼、提案募集を含めた情報収集等
 - 今後カーボン・オフセットされた製品等上市を促すため、調達に当たってグリーン購入法における要件の整理等
- ➔ **CFPガイドラインの策定を踏まえた対応**
 - サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、策定予定の「**カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン（仮称）**」を踏まえた対応の検討
 - ガイドラインに則したカーボンフットプリントの算定及び検証等の判断の基準等への反映方法の検討等

1.2 より高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応

① 温室効果ガス排出削減に寄与する品目の拡充

- ➔ 温室効果ガスの大幅削減につながる品目、カーボンニュートラルを見据えた品目に係る検討
 - 再生可能エネルギー等の導入拡大に貢献する品目の検討
 - 蓄電池、充電設備等の再エネ・電動化インフラ等
 - 実用段階にある脱炭素製品等の率先調達に向けた検討
- ➔ 2段階の判断の基準の設定に係る検討
 - 令和5年度の見直し品目及び継続検討品目を中心に、温室効果ガス排出削減効果を踏まえ2段階の判断の基準を設定する品目を選定
 - 例えば電気・電子機器、給湯器等のエネルギー使用品目

② モノの調達からサービスの調達へ

- ➔ 物品の役務（サービス）への移行（物品との併用）
 - 役務（サービス）として調達する品目等の整理・検討
 - メンテナンスを含むリース、レンタル契約の割合が高い品目、シェアリングが可能な品目、リペアサービス等について調達が少ない場合にあって可能性を含め検討
- ➔ 情報化の進展に伴うサービス等
 - ICT関連のサービスに係る品目の検討（サーバやDB等の外部委託等）
 - 今後大幅な拡大が見込まれるデータセンタやクラウドサービスの選択に当たっての省エネルギー・環境負荷低減の考え方等

1.3 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応

① グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応（地方公共団体）

- ➔ グリーン購入導入キットの試行、導入キット普及促進・継続的活動の推進等
 - グリーン購入未実施の地方公共団体向けの「導入キット」のトライアル等
 - ホームページ等における公表、都道府県・市町村への紹介及び協力依頼、全国説明会の活用等
- ➔ 国等の調達に限らない対象品目・基準等の可能性の検討、情報提供等
 - 地方公共団体の要望の聴取（役務の検討に係る調査も併せて実施）、地域の特性に応じた品目等の採用に向けた検討
 - 国等以外の主体による調達の多い品目を追加する等の方策の検討
 - 地方公共団体において地産地消を推し進めるための品目・基準等の設定、優良事例・ベストプラクティスに係る情報提供等

「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」の再検討も視野

② グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応（環境ラベルの活用）

- ➔ 環境物品等の選択容易性の向上
 - 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記（令和2年度において3品目、令和3年度において88品目、令和4年度において15品目）
 - 令和5年度においては紙類、プロジェクタの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討

- 2. 令和5年度における定期見直し品目**
- 3. 令和5年度における継続検討品目等一覧**

2. 令和5年度における定期見直し品目

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和5年度の定期見直し対象品目は下記の**6分野14品目**

対象品目の市場動向等について業界団体・事業者等への事前調査を実施

分野	品目
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙 ^{注1} 、塗工されている印刷用紙 ^{注1}
画像機器等	プロジェクタ
オフィス機器等	シュレッダー
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス調理機器
照明 ^{注2}	LEDを光源とした内照式表示灯
役務 ^{注2}	食堂、庁舎等において営業を行う小売業務、会議運営、印刷機能等提供業務

注1：塗工されていない印刷用紙及び塗工されている印刷用紙については「印刷用紙専門委員会（仮称）」において検討予定

注2：令和5年度定期見直し品目であった蛍光灯関連3品目は本年度の見直し検討において削除

3. 令和5年度における継続検討品目等一覧

- 令和4年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、令和5年度も引き続き検討を行うことが適当と判断された品目等は下表のとおり
- 令和5年度は定期見直し品目**14品目**（前スライド参照）と下表の継続検討品目**11品目**の**計9分野25品目**について検討

分野又は品目	継続検討事項等
温水器等	○ 令和5年度の定期見直し品目であるヒートポンプ式電気給湯器と併せてガス温水機器及び石油温水機器の見直しを実施
エネルギー管理システム	○ エネルギー管理システム（BEMS）は役務の庁舎管理（下記）と併せて検討を実施することが適当と判断
庁舎管理	○ 庁舎管理は現在検討を実施している環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約に係る検討結果を踏まえ対応
電気便座	○ 令和5年度において対象製品の供給状況を踏まえ、エネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準の見直しを実施
自動車6品目	○ 自動車6品目は令和3年度に電動化を踏まえ2030年度を視野に入れた大幅な見直しを実施したところ。令和5年度の税制改正（新たなエコカー減税の枠組み）を踏まえた燃費基準等の検討が必要（令和5年度において継続検討の必要性を判断）

【参考】環境配慮契約法における建築物に係る契約の体系（案）

- 環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約の基本的事項（基本方針）の改定前後の再整理の方向は以下の体系（案）のとおり

現行の基本方針の体系

3. 省エネルギー改修事業に係る契約

4（1）①建築物の設計に係る契約

4（1）②建築物の維持管理に係る契約

基本方針改定案の体系

建築物に係る契約

4（1）①建築物の設計に係る契約

4（1）②建築物の維持管理に係る契約

4（1）③建築物の改修に係る契約

ア. ESCO事業に係る契約

→ ESCO事業に係る基本的事項については
3の記載内容を参照

イ. その他の省エネ改修事業に係る契約

→ その他の省エネ改修事業は新たな契約類型

【参考】建築物のライフサイクルにおける対応の方向（まとめ）

段 階	対応の方向等
企 画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に対する要求性能の明確化等（OPR）を促すためコミショニングプロセスの適用の検討 ○ 運用段階におけるデータ計測・分析のための適切なデータ収集の仕組みの提案
設 計	<ul style="list-style-type: none"> a. 環境配慮契約（環境配慮型プロポーザル方式）の更なる実施率の向上のための方策 b. 環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定 c. 官庁施設整備に適用する基準類の見直しの内容の環境配慮契約への反映
維持管理 （運 用）	<ul style="list-style-type: none"> a. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境配慮契約の実施に資する情報提供等の普及促進策の実施 ◆ 事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率向上に資する情報提供 b. データ計測・分析、評価指標等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 維持管理の運用段階における管理レベルの設定、データ計測・分析等の推奨 ➢ BEMS導入施設、省エネ診断実施施設におけるデータ計測・分析の実施・分析結果の公表 c. 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事例の収集・整理及び適切な情報提供及び省エネ・脱炭素の取組・対策のメニュー化 d. 運用改善に資する契約方式・契約方法等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務内容、契約方式に対応した入札参加資格、評価項目・評価内容等の提示 ➢ 複数年契約、複数施設の一括発注等の実施可能性に関する検討の推奨 ➢ データ計測・分析等に係る業務の維持管理業務との分離発注の可能性の検討
改 修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の特性、エネルギー消費実態等を踏まえ適切な改修（ESCO事業・その他の省エネ改修事業）の選択 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ESCO事業に適した施設等に対する普及促進策の実施 ➢ 既存建築物の省エネ改修（その他の省エネ改修事業）の推進
契約類型間 の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に係る契約に関する契約類型間（設計、維持管理及び改修）の連携による相乗効果の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ データ計測・分析結果等の他の契約類型への展開・活用 ➢ 建築物のライフサイクル全般におけるOPR等のコミショニングプロセスの適用 ◆ 省エネ・脱炭素化に向けた取組・対策等のメニュー化

➢ 令和5年度より実施

◆ 令和5年度において具体的検討又は情報等を継続的に更新

- 平成30年度のプレミアム基準専門委員会において「グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討」の結果として、以下の環境政策における**3つの課題**と解決に向けた**2つの論点**を提示

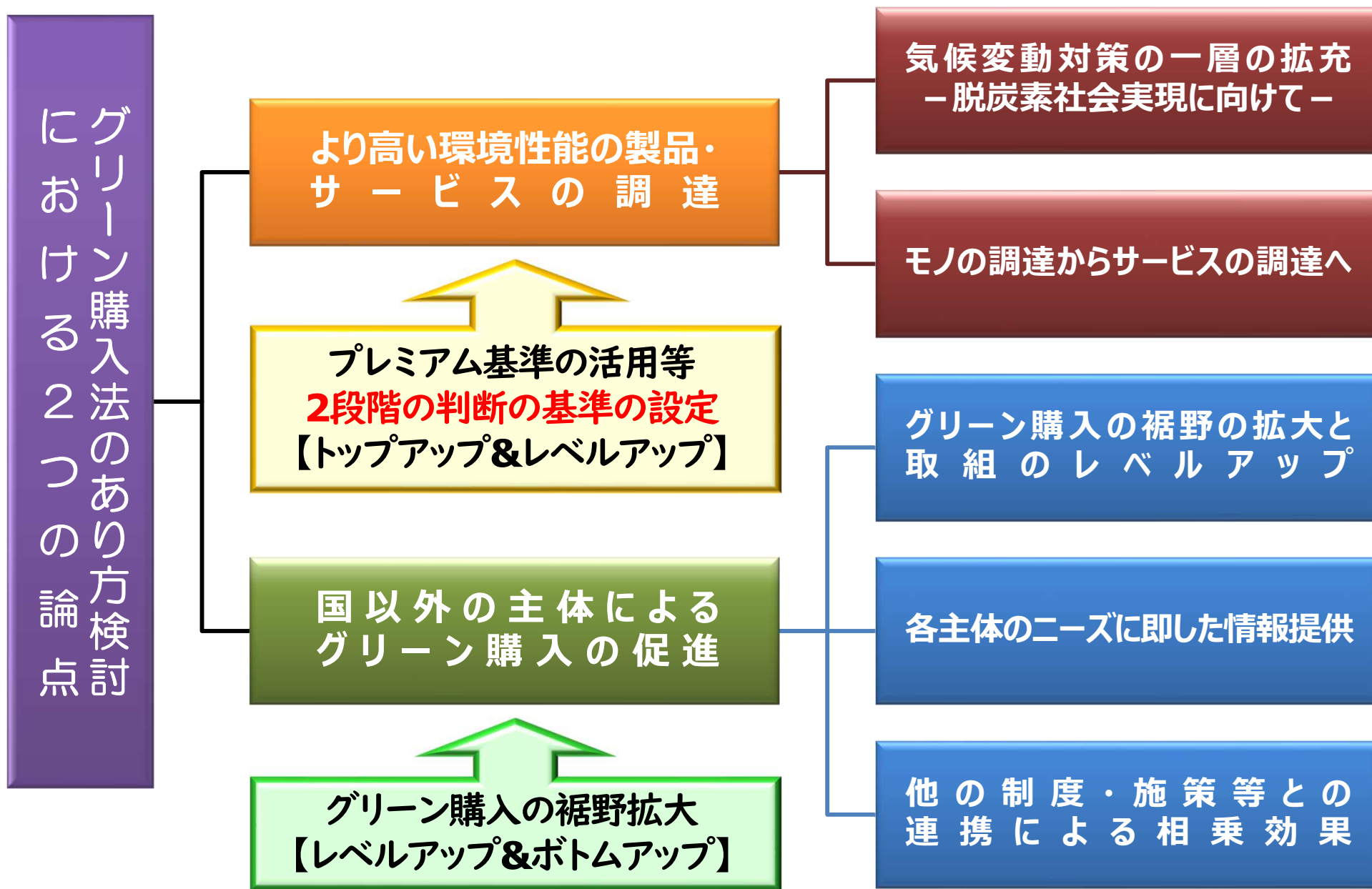
環境政策における3つの課題

- 1. SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた対応**
 - 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組への寄与
- 2. パリ協定を踏まえた気候変動対策に向けた対応**
 - 2050年カーボンニュートラル、2030年度中期削減目標の達成を見据えた気候変動対策・脱炭素社会の構築に向けた取組への寄与
- 3. 循環型社会の形成に向けた対応**
 - 資源生産性の向上、天然資源の持続可能な管理及び効率的利用を通じた循環型社会の形成に向けた取組への寄与

課題解決に向けた2つの論点

- 1. より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点**
- 2. 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点**

あり方検討における2つの論点に関する対応について



- 特定調達品目は、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的とする旨が基本方針に記載されているところ
- 例えば、特定調達品目の選定に当たっての考慮事項については、「より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点」及び「国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点」への対応と関連

特定調達品目検討に当たっての基本的考え方（抜粋）

1. 「基本方針」に定める基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりとする。

- ① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること（略）
- ② 環境負荷低減効果が確認できること（略）

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となる。

- ・ **国及び独立行政法人等による調達がない、又は、極めて少ないもの**
- ・ 国等の機関においてある程度調達のあるものが対象となり得る。特定の機関において多くの調達があるようなものについては、その機関の調達方針において対象品目とすることを検討
- ・ 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

【以下略】